

# 社会福祉法人園盛会 役員報酬等に関する規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人園盛会（以下「法人」という。）の役員等の報酬に関する事項を定めたものである。

### (定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

## 第2章 報 酬 等

### (報 酬)

第3条 役員等の報酬は、別表1に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途、賞与の支給は行わない。

2 理事において、本部、施設の職を兼務する者は給与規程に従うものとする。

3 報酬額には、理事会、監事監査及び評議員会への出席した際の交通費を含める。

4 常勤理事の報酬額は、業績に応じて減額することができる。

### (報酬の支払方法)

第4条 理事及び常勤理事報酬の支払いは、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に、報酬の支払額から社会保険料及び源泉所得税額等を控除し、指定した金融機関の本人名義の口座に振り込む方法により支払う。

2 監事及び評議員への支払は、出席した理事会、監事監査及び評議員会にて、その都度現金で支払う。

### (交通費)

第5条 法人業務に携わった際の交通費は、別途実費を支給する。

### (費用弁償)

第6条 法人業務に携わった際に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する。

### (経費の負担)

第7条 経費は、本部会計で負担する。

### 第3章 その他

(改正)

第8条 この規程を改正する場合は、社会福祉法人園盛会評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 「役員及び評議員等報酬額表」

(1) 理事報酬額

役 職	支給基準額
理事長	月額300,000円
常務理事	月額200,000円
理事	月額 60,000円

(2) 常勤理事報酬額

	支給基準額
常勤理事長	月額1,400,000円
常勤常務理事	月額1,200,000円
常勤理事	月額1,000,000円

(3) 監事報酬額

	支給基準額
理事会	40,000円/回
監事監査	60,000円/回

(4) 評議員報酬額

	支給基準額
評議員会	40,000円/回